

議員提出議案第11号

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

提出者 豊島区議会議員

松 下 創一郎	竹 下 ひろみ
島 村 高 彦	ふ ま ミ チ
わがい 哲 代	入 江 あゆみ

豊島区議会議長 磯 一 昭 様

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊島区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の200」を「100分の185」に改める。

第2条 豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の190」を「100分の182.5」に、「100分の185」を「100分の192.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(説 明)

諸般の社会経済情勢に鑑み、期末手当の支給月数を改めるため、本案を提出いたします。